論　説

民事訴訟における必要的請求併合のルール（２）
ーミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心としてー

小　松　良　正

1　序論
2　ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
　1　1963年のミシガン一般裁判所規則（GCR）203第１項
　2　1985年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項
　3　1999年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203（A）項
3　判例の概観
　1　1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項（以上途中まで11号）
　2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203（A）項（以下本号）
4　必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
5　結語

3　判例の概観

1　1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A) 項

（９）Falk v. State Bar of Michigan 事件[1]

原告は、ミシガン州において資格を有する Allan Falk 弁護士であり、被告は、ミシガン州弁護士会である。原告の本件訴訟は、ミシガン州弁護士会による強制的な会費の特定の使途を長年にわたり原告が争っていることに起因する。原告は、最初に、1977年10月30日にミシガン州最高裁判所に提起した「特別救済の申立て」により、弁護士会の実務を争った。その申立てにおいて、原告は、ミシガン州弁護士会が、合衆国憲法第１修正に違反して強制的な会費を使用し

（1）*See* 631 F.Supp. 1515(1986).

た、と主張した。ミシガン州最高裁は、原告の申立てを、最高裁の第1審管轄権の範囲内における、ミシガン州弁護士会に対して監督的統制を行う令状を求める訴えと扱った・・・（Ryan 裁判官の補足意見）（Falk Ⅰ）。その後、ミシガン州最高裁判所は、補足意見に沿って、二つの意見を述べた。すなわち、Falk Ⅰ及び Falk Ⅱである。Falk Ⅰにおいて、ミシガン州最高裁は、証拠に関する審理を行わせるため、James H. Lincoln 裁判官を指名した。裁判所は、Lincoln 裁判官が担当する審理において、「当事者に対して以下の弁護士会の活動に関する記録を説明するよう命じた。すなわち、若手弁護士部及び弁護士の妻、弁護士の就職サービス、弁護士のメーリングリストの売買、及び立法に影響を及ぼすことを目的とした弁護士の活動、である」・・・。Lincoln 裁判官は、1981年 8 月24日から同年12月18日までの間に12日間、審理を行った。Lincoln 裁判官からの報告を受けた後、ミシガン州最高裁は、1983年12月29日に、第 2 の裁判所による意見を公表し、原告の申立てを却下した（Falk Ⅱ）・・・。

その後、原告は、28U.S.C.§1257(2) に基づいて、合衆国最高裁判所による審査を請求した。合衆国最高裁は、28U.S.C.§1257(2) に基づく管轄権の欠缺を理由に訴えを却下するとともに、本件上訴を裁量上訴を求める申立てと扱った上で、裁量上訴を却下した・・・。

そこで、原告は、ミシガン州弁護士会が、合衆国憲法第 1 修正に違反して強制的な弁護士会費を政治的なロビィ活動、「思想活動」、「一部の構成員の経済的利益を促進する活動」、及び「個人的利益のための活動」に使用した、と主張して、本件訴えを連邦地裁に提起した。原告は、42U.S.C.§1983に基づき金銭賠償及び差止めの救済を求めた。さらに、原告は、28U.S.C.§2201に基づき、被告の行為が憲法第一修正に違反しているとの宣言的判決を求めた。連邦地方裁判所の Hillman 裁判官は、次のように判示して、原告の訴えを却下した。

> 「請求遮断効の原則によれば、『ある訴訟の本案に関する終局判決は、当事者またはその関係人が、その訴訟において提起されまたは提起することのできた争点を再度争うことを遮断する』[(2)]・・・。それゆえ、請求遮断効は、

(2) *See* Kremer v.Chemical Constrution Corp.,456U.S.461,467n.6,102 S.Ct.1883,1890n.6,72L.Ed.2d 262(1982).

『費用や多数の訴訟の煩から当事者を救済し、司法資源を節約し、かつ矛盾した裁判を防止することにより裁判への信頼を促進する』[3]・・・。本件では、請求遮断効の原則に基づき、被告は、原告の被告に対するミシガン州最高裁における前訴を根拠として、本件訴えの却下を申し立てている。連邦裁判所における1983条の訴えは、州裁判所の前訴判決の遮断効を免れるものではない[4]・・・。さらに、『連邦裁判所は、州裁判所の判決に対して、判決言渡し州の法律によりその判決に付与されるであろうと同一の遮断効を付与しなければならない点については、争いがない』[5]・・・。その結果、当裁判所は、Falk Ⅱにおけるミシガン州最高裁の前訴判決に対して、ミシガン州裁判所が付与するであろうと同一の効果を付与しなければならない。

Ａ ミシガン州法の下における請求遮断効　ミシガン州は、標準的な請求遮断効の原則を採用している。とりわけ、ミシガン州法の下では、請求遮断効は、以下の三要件を充足することを必要とする。すなわち、（１）前訴が『本案に関する』裁判であったこと、（２）後訴が、前訴と同一の争点事項に関するものであること、および（３）両訴訟が同一の当事者またはその（当事者的）関係人を含むものであること[6]、である[7]・・・。ミシガン州法における請求遮断効の第二の要件とは、第二の訴訟が第一の訴

---

(3) *See* Allen v.McCurry,449U.S.90,94,101S.Ct.411,415,66L.Ed.2d308(1980).

(4) *See* Migra v.Warren City School District Board of Education,465U.S.75,104S.Ct.892,79L.Ed.2d56(1984).

(5) *Id*.at81,104S.Ct.at896.

(6) privity（関係）とは、同じ財産権に対する相互または継続的関係を指し、例えば、契約関係にある当事者間、遺言者・遺言執行人間、譲渡人・譲受人間、賃貸人・賃借人間には、privity があるという。また、既判力 (res judicata) が当事者以外の利害関係人に及ぶことの説明として、「当事者と相互的利害関係を有する者または当事者より判決後に権利を取得した者は、当事者と関係 (in privity) があるから、判決効の効力が及ぶ」というように用いられる（200N.W.2d.45,47）。この点について、鴻＝北沢編・英米商事法辞典618頁（1986、商事法務）を参照。

(7) *E.g.*,Curry v.City of Detroit,394Mich.327,231N.W.2d57(1975);

訟と同一の争点事項を提出している、ということである。言い換えれば、第二の訴訟は、前訴において争われまたは争うことのできた争点を包含しなければならないのである[8]・・・。

本件におけると同様、最初の州裁判所の訴訟における争いは、ミシガン州弁護士会における特定の実務の合憲性を中心としたものであった。特に、両訴訟では、原告は、強制的な会費により賄われている州弁護士会による特定の企画や支出は、合衆国憲法第１修正に基づく権利を侵害している、と主張している。現在中止されている実務や計画を除けば、特別の救済を求める原告の申立てと1983条に基づく訴えとは、同一のミシガン州弁護士会の実務を攻撃している。州の訴訟を生じさせた事件、すなわち州弁護士会による憲法違反の実務の主張は、当裁判所における連邦訴訟をもまた生じさせるのである。したがって、ミシガン州法の下では、当裁判所における1983条に基づく訴訟と、ミシガン州最高裁において特別救済を求める申立てとは、ともに『同一の争点事項』を包含しているのである[9]・・・。二つの主張が、州の訴訟手続と本件訴訟とが同一の争点事項に関連しているという結論に不利に働くであろう。まず第一に、州の訴訟手続では、原告は、当裁判所において請求した救済とは若干異なった救済を求めた。本件では、原告は、金銭賠償、確認及び差止救済を請求している。特別救済を求める申立てでは、原告は、ミシガン州裁判所による州弁護士会の憲法違反の実務に対する差止または確認を求め、その結果として、強制的な弁護士会費の減額を求めた。それにも拘わらず、求められた救済の相違は、『両訴訟がなお『同一の争点事項』を包含する限りにおいて、重要ではない』[10]・・・。第二に、原告は、請求遮断効は本件には適用することはできない、なぜなら、原告は特別救済を求める彼の申立てと合わせて、最初からミシガン州最高裁に1983条に基づく訴訟を提起するこ

(8) Eliason Corp.v.Bureau of Safety and Regulation of the Michigan Department of Labor,564F.Supp.1298,at 1302(W.D.Mich.1983).

(9) *See* Gose v.Monroe Auto Equipment Co.,409Mich.147,160－162,294N.W.2d165,167－168(1980).

(10) Eliason Corp.,*supra* note 8,564F.Supp.at 1303.

とはできなかったからである、と主張する・・・[11]。ミシガン州最高裁ではなくミシガン州巡回裁判所が、不法行為及び憲法上の権利の侵害を主張する『通常の』訴訟について、第1審管轄権を有している・・・。それにもかかわらず、州の訴訟手続及び当裁判所において包含されている『請求』は、請求遮断効との関係では同一である。双方の訴訟において、原告は、州弁護士会の行った同一の実務が、合衆国憲法第１修正に違反しているとして争っているのである。原告は、制限的な第１審管轄権を有する裁判所における救済を求め、その後に前訴裁判所が同一の訴訟原因から生じた選択的な法的視点を審理することができなかったと主張して、請求遮断効の遮断的効果を回避することはできないのである。州の訴訟手続と当裁判所における訴訟手続とは、双方とも同一の事実及び証拠を包含しているのである。両訴訟とも、まさに単一の訴訟原因から生じた[12]・・・。原告は、単に彼が被告を訴えるために選択した前訴裁判所が単一の訴訟原因から生じたすべてのさまざまな法的視点を考慮することができなかったという理由のみで、被告を第二の裁判所に呼び出すことを許されるべきではない・・・。

B　請求遮断効に対する例外　原告は、被告が原告に対して州裁判所の第1審手続に1983条に基づく請求を併合するよう要求しなかったことにより、被告は請求遮断効の抗弁を放棄した、と主張する。原告の主張の根拠は MCR2.203(A)(2) であり、これは、先の旧 GCR1963,203.1に相当する。MCR2.203(A)(2) は次のように定める。すなわち、『訴答、申立て、または審理前協議において併合を必要とする請求が併合されていないことについ

---

(11) 原告は、自らの主張を根拠づけるため、Craig v. Black 249 Mich.485, 229N.W.411(1930) を引用する。Craig 事件において、ミシガン州最高裁は、・・・「いずれにしても、同一の主題が同一の当事者間で再度争われるときは」、前訴判決は遮断効を有する、と判示した。この Craig 事件は、原告の立場とは逆に、当事者は、同一の主題について訴えかつ単に訴訟のための法的視点（理論）を変更することによって、請求遮断効を回避することはできない、という命題を根拠づけている。

(12) *See* Gose,*supra* note 9,409Mich.at201－202,294N.W.2d at 186(Levin,J.,dissenting).

て異議の申立てがなされないときは、併合のルールは放棄されたものとし、判決は、実際に争われた請求のみを吸合するものとする』、と。原告がMCR2.203(A)(2)および旧規則に基づいてする主張は、以下の二つの理由で誤っている。第一に、原告自身が論じるように、1983条に基づく訴訟は、明らかに、ミシガン州最高裁に提起された特別救済を求める申立てと併合することはできなかった。それゆえ、被告は、原告が1983条に基づく請求を併合しなかったことに異議を申し立てる義務を負わなかった。第二に、MCR2.203(A)(2)は、ある当事者が、相手方が併合を必要とする請求を併合しないことに対して異議を申し立てないことは、『ある請求を異なる法的視点に基づいて再訴することの禁止に対してなんらの影響も及ぼさない』、と規定する。本件は、まさにこの放棄のルールの例外に該当する。したがって、原告が特別救済を求める申立てに1983条に基づく訴訟を併合しなかったことに対して、被告が異議を申し立てなかったことは、被告の請求遮断効の抗弁の放棄を構成するものではない・・・」。

本件では、まず第一に、原告が提起したミシガン州最高裁裁判所の前訴では、同最高裁が制限的管轄権のみを有していたことから、合衆国法典1983条に基づく請求を当該前訴において併合することができなかったため、同法典1983条に基づく後訴の提起が許されるかどうかが問題となった。この点について、裁判所は、原告が制限的管轄権を有する裁判所ではなく一般的管轄権を有するミシガン州巡回裁判所に両請求を併合して提起することができた以上、その点に原告の請求不併合に対する帰責性を肯定し、後訴は遮断されると判示したものと思われる。第二に、原告は、仮に彼がこれらの請求の併合を要求されるとしても、被告が原告の請求不併合に対して異議を申し立てないことにより、必要的併合のルールは放棄され、原告の後訴は許されると主張した。これに対して、裁判所は、次のような興味深い二つの考え方を示している。第一の考え方は、原告が前訴を提起した時点において、同一の事件から生じた数個の請求を有していたが、前訴において両請求を併合することが不可能であったため、保護要件としての請求不併合に対する被告の異議申立ての規定の適用はなく、したがって、被告の異議申立てがなされなくても、後訴は遮断されるとする考え方である。第二の考え方は、前訴後訴とも請求は一個であり、ただこれを根拠づける異なる法的視点が両訴で異なっているだけであるから、MCR2.203(A)(2)

に基づき、被告の異議申立ての有無にかかわらず、後訴は遮断される、との考え方である。本事例では、いずれの考え方に立つことも可能であるように思われる。

（10）Sims v. City of Detroit 事件[13]

1986年７月23日、Henry Nealy は、被告であるデトロイト警察署警察官の Kenneth Hayes と Danny Newkirk と争った結果死亡した。故人の母親である Emma Nealy と彼の遺言執行者は、1986年９月30日に、Hayes、Newkirk、デトロイト市、デトロイト警察署、および前警察署長 William Hart 氏に対して、Wayne 郡巡回裁判所に訴えを提起し、州法および連邦法に基づく不法死亡を理由とする請求を主張した。被告は、この訴訟を合衆国地方裁判所に移送した。原告は、Wayne 郡巡回裁判所への差戻しを求める申立てをしたが、1987年６月１日に却下された。そこで、原告は、連邦法上の請求を取り下げ、地方裁判所は、残存した州法上の請求を Wayne 郡巡回裁判所に差し戻した。連邦裁判所への移送を回避するため、原告は、連邦法上の請求を Wayne 郡巡回裁判所に再提起しなかった。

1988年４月12日、被告は、Wayne 郡巡回裁判所において、Nealy の死亡から生じた原告が被告に対して有するすべての請求の併合を求める申立てを行った。ミシガン州では、「訴答者は、訴答送達の時点で、同一の取引または事件から生じた彼が相手方当事者に対して有するすべての請求を併合しなければならない」。Mich.Ct.R.2.203(A)(1).1988年６月９日、当該申立てが認容された。原告は、その必要的併合の争点についてミシガン州控訴裁判所及び同最高裁判所に上訴したが、不服は認められなかった。

1989年３月10日、市、警察署及び前署長の Hart 氏は、政府免責を根拠として、州の訴訟につき免責を得たため、Hayes 及び Newkirk のみが被告となった。その後、当事者は、原告の請求を８万ドルとする内容の同意判決を登録した。被告らは、８万ドルの弁済のため２枚の小切手を提供したが、その双方が原告により拒絶された。

（13）*See* 1F.3d 1242; WL 264689(C.A.6(Mich.)) (1993).

その後、原告は、同意判決の登録に対して控訴を提起し、かつ同意判決の取消しを求める申立てをも提起したが、双方とも認められなかった。原告は、州控訴裁判所及び最高裁判所に上訴したが、敗訴した。原告はまた、再審理及び再検討を求める申立てを行ったが、1991年１月24日に却下された。

1989年５月31日、原告は、連邦法上の請求を地方裁判所に再提起した。その訴訟手続は、州裁判所の訴訟が終結するまで停止された。1991年12月23日、被告らは、原告の州法上の請求に関する和解及び同意判決の登録により、関連性を有する連邦法上の請求に関する後訴は既判事項の原則に基づき遮断されるとの根拠に基づき、連邦法上の訴えの却下を求める申立てを提出した。地方裁判所は、その申立てを認容した。1992年２月28日、裁判所は、被告の却下の申立てを認容する決定を登録したため、原告が控訴を提起した。控訴裁判所は、1983条に基づく原告の訴えを却下した地方裁判所の裁判を支持して、次のように判示した。

「既判事項の原則の適用が、本件訴訟における唯一の争点である。28U.S.C.1738条によれば、連邦裁判所は、十分な信用と信頼を州裁判所の訴訟手続に与えなければならない。当裁判所及び合衆国最高裁は、この制定法によれば、連邦裁判所は、『州裁判所の判決に対して、その判決が言い渡された州の法によりその判決に与えられるであろうと同一の遮断的効果を付与すること』を求めていると解釈する(14)・・・。それゆえ、当裁判所は、ミシガン州法のもとにおける既判事項の原則を検討する。ミシガン州法の下では、既判事項の原則は、以下の要件を充足した場合に、当該請求に基づく訴えの提起を遮断する。すなわち、（１）前訴が本案について判断され、（２）後訴において提起された争点が、前訴で解決されたか、または適切な注意を払えば、前訴で提起しかつ解決することができたものであり、かつ、（３）両訴訟が、同一の当事者または彼らの privies を含んでいた場合、である。・・・ミシガン州では、既判事項の原則は、『前訴で実際に争われた請求、及び同一の事件から生じた請求で原告が提起すること

（14）Smith,Hinchman & Grylls,Assocs.,Inc. v. Tassic,990F.2d256(6th Cir.1993).

ができたが提起しなかった請求』をも遮断する[15]・・・。同一の事実または証拠が両訴訟の続行にとり重要であるかどうかが、両請求が同一の事件から生じたかどうかを判断する基準となる[16]・・・。本件では、原告の連邦法上の請求は、明らかに既判事項の原則により遮断される。ミシガン州裁判所は、ひとたび登録されるならば、同意判決は、本案について審理がなされた後に言い渡される州裁判所の判決と同様の効力を有すると判示してきた[17]・・・。それゆえ、Wayne 郡巡回裁判所における原告の前訴は、本案について判示されたものであった。さらに、裁判所は、既判事項の原則は、同意判決に適用されると判示してきた[18]。既判事項の原則の残り二つの要件が充足されていることは、争いがない。すなわち、原告の連邦法上の請求と州法上の請求とは、同一の事件、すなわち、故人が被告 Hayes 及び Newkirk と争ったことから生じたのであり、また両訴訟は、同一の当事者を含んだのである・・・」。

本件は、原告が、当初、同一の事件すなわち故人と被告 Hayes 及び Newkirk との争いから生じた州法及び連邦法上の数個の請求を併合して Wayne 郡巡回裁判所に訴えを提起したが、被告の申立てによりこの訴訟が連邦裁判所に移管されたため、これを阻止するために連邦法上の請求を取り下げ、その結果、州法上の請求のみが巡回裁判所に係属することとなった事件である。これに対して、被告が、ミシガン裁判所規則2.203(A)(1) に基づき、請求不併合に対する異議の申立てを行い、これが認容されている。そして、巡回裁判所に係属する州法上の請求について和解及び同意判決が登録された後、原告は、被告に対して連邦法上の請求につき訴えを提起した。裁判所は、同一の事実または証拠が両訴訟の続行にとり重要であるかどうかが、両請求が同一の事件から生じたかどうかを判断する基準となることを指摘した上で、原告の連邦

（15）Schwarz v. City of Flint,187Mich.App.191,194,446N.W.2d357(Mich.App.1991) ,*cert. denied*,112S.Ct.1562(1992).

（16）Schwarz,*id*. 187Mich.App.at 194-195.

（17）Trendell v. Solomon,178Mich.App.365,369,443N.W.2d509(Mich.App.1989),*appeal denied*,434Mich.891(Mich.1990).

（18）Schwarz,*supra* note 15,187Mich.App.at 194.

法上の請求と州法上の請求とは、同一の事件、すなわち、故人が被告 Hayes 及び Newkirk と争ったことから生じたと判断して、原告の連邦法上の請求は、既判事項の原則により遮断される、と判示した。原告の請求不併合に対する帰責性及び被告の要保護の双方が肯定された事例であるとみることができる。

（11）Jones v. State Farm Mutual Automobile Insurance Company 事件[19]

長距離トラックの運転手であり、ケンタッキー州に住所を有する原告は、ケンタッキー州において彼の自働車について被告から自動車保険を購入した。1990年６月13日、原告は、炭化水素業者向けのガソリンを、タンクローリーでケンタッキーからミシガン州 Waterford の購入者まで輸送した。到着後、原告は、ゴムホースでガソリンを車から購入者の敷地内にある地下の貯蔵庫に移し替え始めた。ガソリンが移し替えられている最中、購入者の使用人の一人が、原告のタンクローリーに垂直にエンジンを切らずに小型トラックを駐車させた。原告のタンクローリーから発生したガソリンのガスが、アイドリング中のトラックにより発火した。原告は、危険が差し迫ったことを知り非難したものの、発生した爆発により負傷した。彼は、爆発が発生した当時、そのトラックから150フィートの位置にいた。被告が原告の保険金支払い請求を拒否した後、原告は、1991年１月、ケンタッキー州 Clinton 郡巡回裁判所に訴えを提起し、契約の違反を主張した。1991年８月、巡回裁判所は、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容して、原告は、ケンタッキー州法の下で保険金を受ける資格を有しない、なぜなら、原告は、自己の当時「自動車の利用」を行っていなかったからである、と判示した。この裁判は、1992年５月に、ケンタッキー州控訴裁判所により支持された。1991年６月、原告は、被告に対してミシガン州 Wayne 巡回裁判所に本訴を提起し、逸失賃金の賠償、医療費、及びそれに関連した1990年６月13日の爆発事故から生じた費用を請求した。この訴訟では、当初、ケンタッキー州で締結された保険契約の違反のみが主張されていた。しかし、原告は、1992年に訴えを変更して、M.C.L.§500.3163(1);M.

（19）202 Mich.App 393,401; 509NW2d829(1993).

S.A.§24.13163(1) から生じる追加的な根拠を主張した[20]。1992年５月１日、巡回裁判所は既判事項の原則を根拠とする被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。被告はケンタッキー州の裁判所の判決は本件訴訟を遮断すると主張し、裁判所もこれを認めた。巡回裁判所裁判官は、当事者、損害、及び契約は両訴訟において同一であるが、ミシガン州法上の填補範囲が大きいので損害賠償額が異なっている、と認定した。そこで、原告が控訴したところ、控訴裁判所の Corrigan 裁判官は控訴を棄却し、次のように判示した。

「・・・両当事者とも、準拠法 (choice of laws) に関する問題は提出されていないと主張するが、当裁判所は、この問題が提出されていると判断する。・・・準拠法については、法廷地州のルールが適用される[21]。・・・ミシガン州法上、契約条項の解釈については、契約が締結された州の法律が適用される[22]。・・・契約は、その契約が締結された州の法律に基づいて解釈されるとの原則は、しかしながら、例外に服する。もし他州の最終審裁判所が適用しうる他州法を『きわめて明確に』宣言しなかった場合は、ミシガン州法がミシガン州裁判所に提起された訴訟に適用される[23]・・・。ケンタッキー州裁判所は、ケンタッキー州裁判所の判決が、原告のミシガン州における請求を既判事項とするかどうかについて『きわめて明確に』は指摘しなかった。・・・ケンタッキー州最高裁は、長く『既判事項の原則は、特別な事例を除いて、裁判所が実際に当事者により意見を示し判決の言渡しを求められた事項だけではなく、適切に主題たる訴訟に属し、かつ当事者が適切な注意を払えば提出することのできたすべての事項

---

(20) ミシガン州法（M.C.L.§500.3163(1)）は、次のように定める。すなわち、この州において自動車責任保険および対人並びに対物保険についての取引を行う資格を有する保険者は、州外の居住者により自動車の所有、運転、維持または自動車としての利用からこの州において生じたいかなる身体損害および財産損害についても、この法律において定められた人損および物損を保護する保険に服するものとする証明書を提出しかつ保持しなければならない。

(21) McLouth Steel Corp.v.Jewell Coal & Coke Co.,570F.2d594,601(C.A.6,1978).

(22) *Id.*

(23) Bostrom v.Jennings,326Mich.146,154,40N.W.2d(1949).

に適用される、というルールに従ってきた』[24]・・・。しかしながら、ケンタッキー州裁判所はまた、そのルールは前訴判決がその訴訟における実際の争点と密接な関係にないか、それに含まれていないか、または本質的に関連性を有していない事項について効力を有するということを意味するものではない、とも判示してきた[25]・・・。ケンタッキー州裁判所は、現在問題となっている争点、すなわち原告のミシガン州法上の請求が、ケンタッキー州における事件と『密接な関係にあり、それに含まれており、または本質的に関連性を有している』かどうかについて、『きわめて明確に』は判示しなかった。しかしながら、当裁判所は、ミシガン州法の下では、ケンタッキー州裁判所の判決は、原告の本件請求を遮断する、と結論づける。・・・ミシガン州は、『広い』既判事項の原則を適用してきたのであり、それは、現実に争われた事項だけではなく、同一の事件（取引）から生じ、原告が提出することができたが提出しなかった請求をも遮断する[26]・・・。両請求が同一の事件（取引）から生じ、既判事項の原則との関係で同一であるかどうかの判断基準は、同一の事実または証拠が両訴訟の訴訟追行にとり重要であるかどうか、である[27]・・・。主張された救済の根拠の比較は、適切な判断基準ではない[28]・・・。原告の提起した両訴訟において、事実は同一であるように思われる。ケンタッキー州の訴訟で勝訴するためには、原告は、（１）原被告間における契約の存在、及び（２）その契約条項の違反、を証明することを必要とした。§3163(1)法上の権利を主張するためには、原告は、やはりまた（１）被告との有効な契約、及び（２）彼に給付金を生じさせる事故、を証明しなければならないであろう[29]・・・。ケンタッキー州裁判所の判決は、契約は存在するが原告はそれに基づき保険給付金を受領する資格を有しない、と判断し

（24）Stephens v.Goodenough,560S.W.2d556,558(Ky.,1977).

（25）Strunk v.Bennett,258S.W.2d517(Ky.1953).

（26）Gose v.Monroe Auto Equipment Co.,409Mich.147,at 161,294N.W.2d165(1980).

（27）Schwartz v.City of Flint,187Mich.App.191,194－195,466N.W.2d357(1991).

（28）*See* York v. Wayne Co.Sheriff,157Mich.App.417,423,403N.W.2d152(1987).

（29）*See* Transport Ins.Co. v. Home ins.Co.,134Mich.App.645,651,352N.W.2d701(1984).

た。それゆえ、ケンタッキー州裁判所の判決は、原告の本件訴訟に既判力を生じさせる・・・。当裁判所は、ケンタッキー州裁判所は原告が同一の請求について二個の別個の訴訟を提起することにより、彼の訴訟原因を分割したと認定するであろう、と結論付ける。しかしながら、原告は、ミシガン裁判所規則に従い、被告はこの抗弁を放棄した、なぜならその抗弁はケンタッキー州において主張されなかったからである、と主張する。当裁判所は、この主張を採用しない。訴訟原因の分割に関連したケンタッキー州裁判所規則もケンタッキー州の判例法も、自動的放棄の規定を有していない・・・〔さらに、たとえミシガン裁判所規則を本件に適用するとしても、原告の主張は認められないであろう。MCR2.203(A)(2) は、放棄の規定は、『コラテラル・エストッペルまたは単一の請求を異なるセオリーにより再訴することの禁止に影響を及ぼさない』、と規定する。当裁判所は、すでに原告のミシガン州における訴訟は『異なるセオリーに基づく単一の請求』であると判示したので、MCR2.203(A)(2) は、原告が訴訟原因を分割したとの抗弁を被告が提出することを妨げないであろう・・・[30]〕。さらに、訴訟原因分割の抗弁は、原告が二個の別個の訴訟を提起した場合に問題となる・・・。訴訟手続に適用される十分な信頼と信用条項の趣旨とは、裁判された事項を他州において再度争うことを防止することである[31]・・・。その趣旨は、本件では、ケンタッキー州裁判所の判決に対して十分な信頼と信用を付与することにより達成されるのである・・・」。

本事例では、まず最初に保険契約の違反を理由とする第１訴訟がケンタッキー州に提起され、その後、保険契約及びミシガン州法に基づく本件第２訴訟がミシガン州に提起された。控訴裁判所は、本件第２訴訟では、法廷地法の準拠法によれば原則としてケンタッキー州法が適用されるとしつつ、適用されるべき法が明確でない場合は例外的にミシガン州法を適用すべきであるとの立場から、両訴訟がミシガン州に提起されたのと同様の観点から、第２訴訟の可否を論じている。その上で、裁判所は、ミシガン州法上の既判事項の原則は、原

(30) *Id.*509N.W.2d829, at 836 n.5.

(31) Van Pembrook v. Zero Mfg.Co.,146Mich.App.87,104,380N.W.2d60,at104(1985).

告が前訴で現実に争った請求だけではなく、その請求と同一の事件から生じ前訴で争うことのできた請求をも遮断すること、これらの請求が同一の事件から生じたかどうの判断基準は、同一の事実または証拠が両訴訟の訴訟追行にとり重要であるかどうか、であることを指摘した。そして、本件では、原告の提起した両訴訟における事実は同一であるとみられるので、ケンタッキー州裁判所の判決は、原告の本件訴訟に既判力を生じさせる、と結論付けている。また、すでに上述したように、1985年のミシガン裁判所規則2.203(A) 項の下では、異なる事件から生じた数個の請求（規則2.203(A) 項の適用はない）、同一の事件から生じた数個の請求（規則2.203(A) 項 (2) 号の異議の放棄の適用がある）、及び同一の事件から生じた一個の請求（規則2.203(A) 項 (2) 号の異議の放棄の適用がない）のいずれの場合であるかを区別することが重要な問題となる。この点について、控訴裁判所は、本件は、原告が単一の請求を異なる複数のセオリー（法的視点）に基づいて訴えた事例であり、したがって規則2.203(A) 項 (2) 号の異議の放棄の規定の適用はなく、前祖において被告が請求の不併合に対して異議を申し立てなかった場合でも、原告の後訴は遮断される、と判示した。

（12）Yinger v. City of Dearborn 事件[32]

1993年 5 月21日、被告である Dearborn 警察署長の Deziel は、原告に対して心理学的な評価を受けるよう命じた。原告は、初めに二つの心理評価に参加したが、その結果原告が妄想性パーソナリティ障害を患っており、「Dearborn 警察署における警察官の業務を遂行する」には心理学的に適していない、と判断された。Dearborn 公務員委員会は、被告 Deziel の申立てに基づき、原告を1993年 7 月 8 日に給与なしの不定期の療養休暇に付した。

そこで、原告は、最初に、1993年 7 月22日に連邦裁判所において、被告 Deziel 及び Dearborn 市に対して訴えを提起し、強制的な心理評価と強制的な療養休暇は、彼の第 1 修正上の権利、適正手続及びミシガン州憲法上の権利を侵害すること、及びこれらの行為は不当解雇を構成する、と主張した。1993年12月26日、地方裁判所は、訴えを却下した。第 6 巡回控訴裁判所は、1995年 9

（32）*See* 132 F.3d 35 ;WL 735323(C.A.6(Mich.)) (1997).

月19日、控訴を棄却した。この最初の訴訟が控訴審に係属中、当事者は、もし第三の独立性を有する心理学者が、原告が警察官としての職務に適していると判断するときは、原告が職場に復帰することができるとの合意をした。その心理学者は、原告が職場に復帰することができるとの報告書を提出したが、その報告書の前提となった資料に瑕疵があることを理由に、市は、原告を警察に復帰させることを拒否した。

原告は、1994年３月29日、Wayne 郡巡回裁判所において、第二の訴えを提起した。彼の訴状によれば、市、被告 Deziel、及び公務員委員会は、彼の法の適正な過程に基づく権利を侵害し、かつ第三の心理学者が原告は職務に適していると判断した後に、彼を職場に復帰させなかったことにより契約に違反した、との主張がなされた。裁判所は、1994年３月15日に原告の訴えを却下した。

1995年11月３日、原告は、本件訴訟を連邦地方裁判所に提起し、契約違反や、ADA、MHCRA、法の適正な過程及び平等保護条項に違反して、原告が免職させられたと主張した。裁判所は、ADA および MHCRA に基づく請求は既判事項の原則により遮断され、また主張されている差別的行為は原告を職場復帰させないという判断であった、と述べた。裁判所は、被告がこのような判断を行ったのは、原告が Wayne 郡巡回裁判所に第二の訴訟を提起する前の、遅くとも1994年３月であったと認定した。それゆえ、裁判所は、原告の本件請求もまた適切な時期に提起されなかった、と判断した。さらに、裁判所は、必要的併合のルールにより、原告は彼が本件訴訟において主張しているすべての請求を、第二の訴訟で提起することを要求された、と判示した。そこで、原告が控訴したところ、控訴裁判所は、原告の控訴を棄却し、次のように判示した。

「・・・十分な信頼と信用法[33]によれば、連邦裁判所は、州裁判所の判決に対して、その判決が言い渡された州の裁判所がその判決に対して付与するのと同一の遮断効を付与することを求められている[34]・・・。本件では、重要な、原告のすべての請求の基礎をなす差別的であると主張されている判断とは、市が原告の職場復帰を認めなかったという判断である。市は、最初の二人の心理

(33) *See* 28U.S.C.§1738.

(34) *See* Migra v.Warren City School District Board of Education,465U.S.75,77n.1104S.Ct.892,79L.Ed.2d56(1984).

学者の報告書の受領に基づき、または遅くとも1994年３月29日以前におけるErard博士の報告書の受領後に、その判断を行った。重要な判断は、原告がWayne郡巡回裁判所に第二の訴訟を提起した日よりも前になされたので、原告の請求は、明らかに既判事項の原則により遮断されるのである。・・・原告は、第二の訴訟において、彼を職場復帰させないとした市の判断を争ったのである。既判事項の原則は、原告が異なる法的視点に基づき同一の請求につき訴えを提起することを妨げるのである・・・」。

本件では、原告の提起した第二の訴訟と第三の訴訟の訴訟物は同一であり、ただその訴訟物を基礎づける法的視点が異なっていた事例である。この場合、原告は、これらの異なるすべての法的視点を第二の訴訟において提起することを要求されるのであり、第二の訴訟において提起されなかった法的視点に基づく後訴（第三の訴訟）を提起することは既判力により遮断される、と解される。また、この場合、ミシガン裁判所規則2.203(A)項(2)号により、数個の請求不併合に対する被告の異議申立ての規定は適用されない、と解される。

（13）Pryor v. City of Lansing事件[35]

1993年８月20日、Pryorは、市から、公的な競売において、Capitol Avenueに面した未開発の二つの区画の土地（40および41区画）、未舗装の道路およびWest North Street113および119番地の二つの家屋を400ドルで購入した。家屋および土地区画の購入は、1993年６月28日に、Lansing市議会で可決された決議363で示された条件に服していた。その条件とは、(1)各建築物が、40および41区画の一部であるNorth Capitol Avenueの空き家とともに、売買に付されること、(2)転入の費用は、購入者が責任を負うものとすること、(3)修復の費用は、購入者が責任を負うものとし、移転の日から1年内に完了しなければならないものとすること、・・・(6)購入者は、North Streetから建物の部分までの、上下水道・電気・ガス等を含むすべてのユーティリティー・サービスの増設に責任を負うこと、(7)購入者は、縁石や側溝を含んだ、大通りの改良に責任を負うこと、であった。Pryorは、三通の契約予備書面（1993年10月25日、

（35）*See* 70 Fed.Appx. 810;WL 21674745(C.A.6(Mich.)) (2003).

1995年10月31日、および1996年１月18日付）を提出し、North Capitol Avenue の区画に移転されていた建物に衛生設備を備え付けるための許可等を求めたが、市の建設助手は、Kyes Engineering に対して、建築が許可されるには一定の計画の変更が必要である旨を助言した。また Pryor は、North Capitol Avenue の道路通行権を取り消すよう求めたが、市議会の土地開発員会は、不参の構成員による調査の要求を求める動議を提出した。

このため、Pryor は、州裁判所に訴えを提起し、（１）ミシガン消費者保護法[36]に基づく虚偽広告及び不実表示、（２）詐欺、及び（３）契約違反、を主張した。被告とされたのは、二人の市の技術者である Robert Clegg および Robert Rose、David Hollister 市長、及び Lansing 市であった。1996年12月11日、郡巡回裁判所は、すべての請求について市側勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡し、ミシガン控訴裁判所は控訴を棄却した。

Pryor の提起した州裁判所の控訴審手続が係属中、彼は、連邦裁判所に対して、42USC §1983に基づく訴えを提起し、以下のように主張した。すなわち、市の技術者である Robert Clegg および Robert Rose が、原告の衛生設備に関する申請を処理しなかったことは、訴訟上の適正手続なしに彼の財産を否定したものであり、かつ（２）彼らの行為は Pryor が有する表現の自由に対する権利を侵害するものである、なぜなら、それは Pryor が彼らを批判したことへの報復だったからである、と。1999年６月11日、地方裁判所は、被告の勝訴の正式事実審理に基づかいない判決を言い渡し、次のように判示した。すなわち、Pryor は、どのような憲法上の手続的デュープロセス上の権利が奪われたかを確認しておらず、また Pryor は、被告が彼に対して不利な行為をし、また報復を推認させるようななんらの根拠も示さなかった、と。

原告は、2001年８月27日、本件訴訟を提起し、以下のように主張した。すなわち、（１）原告が「追加的な財産を獲得し、その上に市の恒久的基盤施設を建築し、それを無償で市に提供すべきである」との市の要求は、憲法第14修正を通して第５修正に違反して、正当な補償なしに私有財産を奪うものであり、かつ（２）原告が「市のサービス提供のための前提条件として、市の恒久的基

(36) *See* MCL §§455.901et seq.

盤施設を建築すべきである」との市の要求は、第14修正の平等保護条項に違反する、なぜなら、市は原告を、同様の状況にある他の宅地開発業者と異別に扱っているからである、と。2001年11月29日、地方裁判所は、市勝訴の正式事実審理に基づかない判決を言い渡したため、原告が控訴。控訴裁判所は、控訴を棄却し、次のように判示した。

「原告は、地裁が、原告の請求は連邦および州の訴訟により遮断されると判断して、市勝訴の正式事実審理に基づかない判決を言い渡したのは誤りである、と主張する・・・。原告の公用収用及び平等保護上の請求は、連邦裁判所の前訴により遮断される。第６巡回区では、請求遮断効が連邦裁判所の後訴に適用されるのは次のような場合である。すなわち、（１）前訴が本案について判断されたこと、（２）連邦裁判所の後訴において争われた訴訟の対象事項が、連邦裁判所の前訴において解決されまたは解決することができたこと、及び（３）両訴訟が同一の当事者または彼らの privies を含んでいた場合、である[37]・・・。第二の要件については、連邦裁判所の前訴において争われた請求と本件において提起された請求とは、同一の事件、すなわち家屋及び North Capitol Avenue の区画の購入と改良に関して Pryor と市により締結された売買契約から生じた。

原告の公用収用及び平等保護上の請求は、州裁判所の前訴によってもまた遮断される。ミシガン州法の下では、請求遮断効は、以下のような場合に、州裁判所の後訴に適用される。すなわち、（１）前訴が本案について判断され、（２）後訴で提起された対象事項が前訴において解決されまたは解決することができ、かつ（３）両訴訟が同一の当事者または彼らの privies を含むこと、である[38]・・・。州の訴訟が提起された際に適用されたミシガン州裁判所規則は、次のように定める。すなわち、・・・Mich. Ct.R.2.203(A)(2)（1999年６月１日削除）。原告の主張によれば、市は原告が彼のすべての請求を併合しなかったことに異議を申し立てなかったので、市は併合のルールを放棄したのであり、州裁判所の判決は実際に争わ

（37）EEOC v.Frank's Nursery & Crafts,Inc.,177F.3d448,at462(6th Cir.1999).

（38）Bergeron v. Bush,228Mich.App.618,620－621,579N.W.2d124(1998).

れた請求のみを吸合したというものである。地方裁判所はこの主張を排斥し、請求遮断効は、裁判所規則の明確な規定により、依然として州裁判所の訴訟に適用される、と指摘した。当裁判所は、この見解に同意する。規則2.203(A)(2) が創設しようとした放棄という例外の範囲にもかかわらず、当規則がコモンロー上の法準則であるコラテラル・エストッペル（争点遮断効）や請求遮断効の適用を排除しようとしたものではなかったことは、明らかである・・・。州裁判所において争われた請求と本件において提起された請求とは、同一の事件、特に家屋及び North Capitol Avenue の区画の購入と改良に関して Pryor と市により締結された売買契約から生じたのである。注意深い原告であれば、本件請求を州裁判所の前訴において提起することができたのであるから、原告らは、本件請求につき訴訟追行することを遮断されるのである」。

本件では、原告は、被告市との本件不動産の売買契約から生じた単一の請求を基礎づける州法上及び連邦法上の複数の法的視点を有しており、このうち最初に州法上の法的視点のみに基づき州裁判所に前訴を提起したが敗訴した後に、連邦裁判所に連邦法上の法的視点に基づき後訴を提起した事例である。この場合、前訴で主張されなかった法的視点に基づく後訴の提起は、ミシガン裁判所規則2.203(A)(2) に基づき、被告による異議の放棄の規定の適用がないため、請求不併合に対する被告の異議の申立てがなされなかった場合でも、遮断されることになると解される。

（14）Dubic v. Green Oak Tp. 事件[39]

控訴人は、その町において約4エーカーの土地を所有しており、それは２区画の土地に分かれていた。1985年10月、控訴人は、その北側の区画の土地に第２の倉庫を建設し始めたところ、町が続いて建築中止命令を発令し、建築許可を取り消した。そこで、控訴人は、Livingston 郡巡回裁判所に訴えを提起し（No.85－8102, Dubic Ⅰ訴訟）、後退建築規制の要件からの適用除外を請求したところ、その訴訟は、1986年５月21日に同意判決で終結した。この同意判決の

（39）*See* 312 F.3d 736, Fed.App. 0412P(2002).

結果、控訴人が関連した建築法規、地域地区規制、及び建築計画書の変更に従うことを条件とした建築許可命令が発令された。

控訴人は、この第２及び第３の建物の建築を完了し、双方の建物に対する使用および占有許可の証明書の発行を求めた。1987年２月、町は、調査の後にこれらの許可証明書の発行を拒否したため、控訴人は、いずれの建物からの退去も拒絶し、Livingston 郡巡回裁判所に第二の訴訟を提起し（No.88－9402, Dubic Ⅱ訴訟）、42U.S.C.§1983並びにミシガン州憲法の違反、及びその他の州のコモンロー上の不法行為を主張した。その後、原告は裁判所の期日への不出頭に対する制裁金も支払わず、かつ制裁金および訴訟の却下に関して被告が作成した命令案について異議を申し立てなかったため、裁判所は、1992年３月12日、Dubic Ⅱ訴訟につき不利益を伴う却下判決を言い渡した。

Dubic Ⅱ訴訟が係属中、控訴人は、町に対して彼の土地の南側の区画に建物を建設するための建築許可を求めたが、町は、許可を与えなかったため、Livingston 郡巡回裁判所に職務執行令状訴訟を提起し、不許可を争った（No.89－10022, Dubic Ⅲ訴訟）が、原審は原告の請求を棄却したため、控訴人は控訴を提起し、Dubic Ⅲ訴訟と Dubic Ⅱ訴訟の弁論が併合された。控訴裁判所は、1995年６月13日、裁判官全員一致の決定により双方の判決を支持した・・・。

1990年、控訴人は、売却のための分筆の許可を求めた。控訴人は、1991年５月に二つの対をなす訴訟のうちの最初の訴訟を連邦地裁に提起し、分筆の申請を町が認めなかったことは、第５修正に違反した正当な補償のない収用である、と主張した。この事件は、最初 Newblatt 裁判官が担当したが、その退官に伴い1997年10月７日、Borman 裁判官に配点された。1998年９月、地方裁判所は、被控訴人の申立てに基づき、州裁判所の訴訟の結果が出るまで、訴訟手続を停止した。2000年８月31日、Borman 裁判官は控訴人のすべての申立てを却下し、被控訴人の法律上の抗弁を一部認容し、控訴人の訴えは Dubic Ⅱ訴訟における州裁判所の不利益を伴う却下による請求遮断効により遮断されるとして、控訴人の訴えにつき不利益を伴う却下の裁判を言い渡した。控訴人は、控訴期間内に控訴を提起した。控訴裁判所は、原審判断を支持し、次のように判示した。

「連邦裁判所は、州裁判所の判決に対して、それが言渡し州の裁判所において有するのと同一の遮断効を付与しなければならない。28U.

S.C.§1738・・・。そこで、本件における州裁判所の前訴判決の遮断効は、ミシガン州法上の遮断効の適用を受ける・・・。控訴人は、1999年以前のミシガン州法の下では、被控訴人は、Dubuc Ⅱ訴訟において請求の不併合に対して異議を申し立てなかったことにより、請求遮断効の主張を放棄した、と主張する。1985年の改正を前提とすれば、この主張は、「コラテラル・エストッペルまたは一つの請求を異なるセオリー（法的視点）により再度争うことの禁止」を免除する文言が、請求遮断効を含まない場合にのみ意味を持つものであり、地裁の裁判の根拠とされたものである・・・。控訴人は、1999年の改正に関する規則制定員会の次のような注釈を引用する。すなわち、放棄の規定は、『コモンロー上の既判事項の原則の適用を容易にする（促進する）ため』に削除された、との注釈である。1999年の改正に関する規則制定員会の注釈、規則2.203(2002)[40]。この文言によれば、1985年の放棄のルールの免除は、コラテラル・エストッペルの適用を容易にすることに助力したが、既判事項の原則の適用を容易にするようには働かなかったことを示すように読むことができる。しかしながら、1985年から1999年までの改正に関する著者の注釈によれば、放棄の規定それ自体がもっぱら請求の併合にのみ適用され、セオリー（法的視点）には適用されないことが指摘されていた・・・[41]。この注釈が、規則の文言、すなわち『一つの請求を異なるセオリーに基づき再度争うことの禁止』の意味を説明している。本件では、被控訴人の主張は、控訴人がDubuc Ⅱ訴訟におけると同一の請求をもっぱら異なるセオリーに基づいて提起しようとしているというものである・・・。1985年の改正前においては、ミシガン州最高裁は、放棄の規定はコラテラル・エストッペルに影響を及ぼさない、と判示した。1985年の改正規則が、明確にコラテラル・エストッペルだけではなく『一つの請求を異なるセオリー（法的視点）により再度争うこと』を除外しているという事実は、それが争点遮断効だけではなく請求遮断効

(40) 拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルール (1)―ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として―」駒澤法曹11号 (2015)53頁以下を参照。

(41) *See* Author's Commentary to Rule 2.203, §2.203.6,MCR2.203(1998).

にも適用されることを意味している・・・。次に、ミシガン州における第２の要件を適用して、地裁は、本件訴えにおける請求は、Dubic Ⅱ訴訟において提出することができかつ提出すべきであったと判断した[42]・・・。控訴人の請求の核心とは、地裁によれば、1985年から1997年にかけて、町とその職員が、控訴人が報道機関に連絡して裁判所に訴えたことを理由に控訴人に対して継続的に報復行為を行った、というものである。この報復行為は、占有証明書発行の拒絶であれ、分筆の不許可であれ、一貫して控訴人の土地の開発に関連したものであった。ミシガン州における判断基準とは、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であるかどうかであり、救済の根拠の比較によるものではない[43]・・・。それゆえ、本件訴訟における重要な争点とは、どの時点で後に生じた事由が、前訴において提出することのできなかった新たな請求を生じさせるか、である。地裁は、控訴人は、彼が訴訟における開示手続の過程において認識した新たな請求を含めるための申立てをすべきであり、さもなければ請求遮断効の原則が申し立てられなかった請求に適用されるという危険を負うことを強調した・・・。地裁によれば、控訴人は、土地の分筆に基づく請求を Dubic Ⅱ訴訟における請求に追加することができた・・・。もし当事者が前訴の後に生じた単にわずかな追加的な事実を提出することにより、同一の問題（原告の憲法上の権利行使に対して被告が報復的行為を行ったかどうか）を再度争うことができるとすれば、既判事項の原則は、意味を持たないことになるであろう。本件におけるように、被告が実際に同一の行為の過程において、継続的な報復と主張されている行為（それは、先に裁判所により適法なものであると判示された）を行っていることが明らかであるときは、後訴裁判所は、原告はもっぱら同一の請求につき再訴しようとしているものと判断しなければならない・・・」。

本件では、まず第一に、1985年改正裁判所規則2.203(A)(1) は、原告が同一の取引または事件から生じたすべての請求を併合することを義務付けているが、

（42）Perry v. Croucher,165F.3d28,1998WL661151,at4(6th Cir.Aug. 31,1998).

（43）Jones v State Farm Mutual Automobile Insurance Company, 202 Michi.App 393,401; 509NW2d829(1993).

同 (A)(2) は、被告が原告の請求不併合に対して異議を申し立てないときは、必要的併合のルールは放棄され、前訴において併合されなかった請求に基づく後訴は遮断されないとの例外規定を定めている。もっとも、この同 (A)(2) の後段は、同時に、例外規定は「コラテラル・エストッペルまたは単一の請求を異なる法的視点に基づき再訴することの禁止に対して影響を及ぼさない」、と規定する。控訴人は、本件では同 (A)(2) の放棄の規定が直接適用され、後段はもっぱらコラテラル・エストッペルのみを対象としているので、後段の規定の適用はないと主張し、その根拠として、既判事項の原則の適用を容易にするために放棄の規定を削除したと指摘した1997年改正裁判所規則における起草者の注釈を引用した。もし、後段に請求遮断効が含まれているとすれば、同 (A)(2) を削除する必要はなかったであろうとの趣旨と解される。しかし、裁判所は、1985年改正法における注釈者の見解や最高裁の判例を根拠に、同 (A)(2) の後段の規定は、コラテラル・エストッペルだけではなく、単一の請求に関する請求遮断効をも対象としていると判示した[(44)]。

第二に、原告が被告に対して同一の取引または事件から生じた数個の請求を有する場合に、原告がそれらの請求のうちの一つについて訴えを提起した場合、必要的請求併合のルールは、それらの請求を単一の訴訟において併合することを要求するので、原告は、訴えを変更して同一の事件から生じたその他の請求を追加的に併合することを要求されるものと解される（訴えの必要的追加的変更）。このように、訴えの追加的変更には、異なる事件から生じた数個の請求のうちの一つについて訴訟が係属中に、その他の請求をその訴訟に追加的に併合する任意的追加的変更と、本件における事例のように、同一の事件から生じた数個の請求のうちの一つについて訴訟が係属中、同一の事件から生じたその他の請求をその訴訟に追加的に併合することを義務付けられる必要的追加的変更とが存在することになると解される。

第三に、裁判所は、本件のように原告が被告による継続的な不法行為に基づき数個の損害を被った場合には、それぞれの損害ごとに別個の請求が生じるのではなく、被告の継続的な不法行為により原告は被告に対して単一の請求のみ

---

(44) *Id.*

を有すると判示した。したがって、このような場合にわずかに追加的な事実を主張して個々の損害について訴えを提起することは、単一の請求を分割したことになるので、規則2.203(A)(2) 後段の規定に該当すると考えられ、放棄の規定の適用はなく、追加的な賠償請求の後訴は遮断されることになると解される[(45)]。この問題は、わが国における一部請求後の残部請求の可否の問題とも関連性を有するものと思われ大変興味深い。

（15）総括

以上、1985年の改正規則2.203(A)(2) の下における判例を概観してきたが、この改正規則については、次のような問題点を指摘することができると考えられる。まず第一に、被告が原告の請求不併合に対して異議を申し立てる事例がきわめて少ない、という点である。これは、おそらく被告がこのような異議を申し立てることは、わざわざ原告に対して彼が提訴可能な請求を知らせることを意味しており、被告としてもそのような申立てを行うことは躊躇されるからであろうと思われる。被告の保護要件としての異議申立ての規定が必ずしも十分に機能していないように思われる。

第二に、1985年の改正規則2.203(A) 項の下では、原告が被告に対して、異なる事件から生じた数個の請求を有するのか（規則2.203(A) 項の適用はない）、同一の事件から生じた数個の請求を有するのか（規則2.203(A) 項 (2) 号の異議の放棄の適用がある）、それとも単に一個の請求を有する場合であるのか（規則2.203(A) 項 (2) 号の異議の放棄の適用がない）を判断（区別）することが必要となるが、この区別が必ずしも容易ではないため、被告の異議申立てが必要とされる事件であるかどうかを判断することが難しいという結果を生じさせている点である。

第三に、原告が同一の取引または事件から生じた数個の請求を有すると見ら

---

(45) したがって、規則2.203(A)(2) 後段の「・・・または単一の請求を異なるセオリーに基づき再訴することの禁止に対して影響を及ぼさない」との規定における「セオリー」とは、法的視点による分割だけではなく、単一の請求（受給権）の量的な（または事実的な）分割の場合をも含むものと解されることになるであろうか。

れる場合でも、上述のような理由により被告から原告の請求不併合に対する異議の申立てがなされることが期待できないため、単一の紛争が数個の訴訟に分断されてしまう可能性が少なからず存在したという点である。そのため、裁判所は、請求は一個であり数個の異なるセオリーが存在するにすぎないとの解釈を行い、被告の異議申立ての規定の適用を排除することにより、後訴の遮断を導こうとしたものと思われる(46)。そして、このような単一の紛争の分断を防ごうという観点から、1999年の改正により、被告の異議申立ての規定が削除されたものと考えられる。そこで、次に、請求不併合に対する被告の異議申立ての規定を削除し、完全な形での必要的請求併合のルールを規定した1999年のミシガン裁判所規則2.203(A) 項の下における判例の展開を検討することとする(47)。

2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A) 項

（１）Tipton v. Check and William Beaumont Hospital 事件(48)

当事者の準備書面によれば、William Beaumont Hospital の医師付託機関は、Janet Tipton を産科・婦人科医である Check 医師の診療に委ねた。Tipton 婦人は、妊娠期間中に Check 医師と交渉を行い、出産予定日に達した男子である Destin Tipton の出産のため2001年６月10日、William Beaumont Hospital への入院を認められた。訴状によれば、Check 医師は、帝王切開の方法で Destin を出産させた。出産後、Destin は CPR（心肺蘇生法）を必要とし、挿管治療を施された。彼は、後に酸欠による脳炎に基づく拡散的な脳の異常を伴う分娩（dystocia）と診断された。Destin は、2001年８月28日に死亡した。

---

(46) 本稿での研究の対象とした判例のうち、異なる事件から生じた数個の請求と判断された事例が1件、同一の事件から生じた数個の請求が存在すると判断された事例が３件であったのに対して、同一の事件から生じた一個の請求が存在すると判断された事例が７件であった。

(47) 1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A) 項の規定および改正趣旨については、拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルール (1)―ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として―」駒澤法曹11号 (2015)53頁以下を参照。

(48) *See* WL 5918067 (Mich. Cir.Ct.)(2005).

2003年１月８日、Janet Tipton は、ミシガン州消費者保護法[49]に基づき、訴えを提起した。この訴訟の係属中、原告は、MCL600.2912b に基づいて、医療過誤訴訟を提起する意思を伝えた。2003年10月17日、当裁判所は、消費者保護法に基づく訴えについて被告らの正式審理手続に基づかない裁判の申立てを認容した。2003年12月２日、原告は、本件訴訟を提起した。これに対して、被告らは、原告の請求は既判事項の原則により遮断されるとの理由に基づき、MCR2.116(C)(7) による正式事実審理に基づかない裁判を申し立てた。Kuhn 巡回裁判官は、被告の申立てを却下して、次のように判示した。

「・・・被告は、消費者保護に基づく訴訟原因が棄却されたので、原告は医療過誤に基づく請求を提起することを遮断される、と主張する。・・・しかしながら、既判事項の原則は原告が同一の事件から生じた新たな請求を提起することを遮断する一方で、原告が異なる訴訟原因を主張することを遮断しないのである。・・・裁判所は、二つの訴訟が既判事項の原則との関係において同一であるかどうかを判断するための基準を発展させてきた。二つの訴訟が存在する場合、『もし同一の事実または証拠が二つの訴訟を根拠づける場合、双方の訴訟は既判事項の原則との関係で同一であると考えられる』[50]。消費者保護法は、『取引または通商上の行為における不公正な、非良心的な、または詐欺的な方法、行為、または実務』を禁止している。MCL445.903(1). 消費者保護法上の事件では、原告の責任に関する法的視点は、もし彼女が以前の医療過誤訴訟で Check 医師が被告として訴えられていたことを知っていたら、彼女は異なった判断をしたであろうという事実上の主張から生じた。その訴訟における事実及び証拠は、医療過誤訴訟を根拠づけるために必要とされたものとはまったく異なっていた。医療過誤訴訟は、Check 医師及び William Beaumont Hospital の義務、その義務違反があったか、義務の違反と訴えられた損害との間の因果関係、及び発生した損害賠償の額に関する証拠から構成される。これらの二つの訴訟を根拠づける証拠は、同一ではない。したがって、被告は既判

（49）*See* MCL445.903.

（50）In re Koernke Estate, 169 Mich App 397,399(1988).

事項の第2の要件を満たすことができなかったのであり、このような理由に基づいて正式事実審理に基づかない裁判を受けることはできないのである。次に、被告は、ミシガン州は必要的請求併合のルールを有する州であり、原告は同一の取引または事件から生じたすべての請求を併合することを要求される、と主張する。MCR2.203(A) 項。しかしながら、これらの事件は、同一の事実を含むものではなく、または同一の期間を含むものではなかった[(51)]。消費者保護法上の訴訟は Tipton 婦人を Check 医師の診察に付した事件を含み、それは、2000年11月17日に発生した。医療過誤上の訴訟は、Destin を帝王切開により分娩したという事件を含み、それは2001年１月10日に発生した。当裁判所は、これらの訴訟は、同一の取引または事件から生じたものではなかった異なる請求に基づくものであったと考える。したがって、Tipton 婦人は、これら二つの訴訟原因を併合することを要求されなかった」。

本件では、原告が被告に対して有する数個の請求が、同一の取引または事件から生じたものであるかどうかが問題となった。前述のように、原告の請求不併合に対する被告の異議申立ての規定を有した1985年改正規則2.203(A) 項の下では、次の三種の場合を区別することを要した。まず第一に、原告が被告に対して異なる取引または事件から生じた数個の請求を有する場合、第二に、原告が被告に対して同一の取引または事件から生じた数個の請求を有する場合、及び第三に、原告が同一の取引または事件から生じた一個の請求のみを有する場合、である。そして、第一の場合は、原告の請求不併合に対する被告の異議申立ての規定は適用されないので、原告は異なる請求に基づく後訴を提起することができる。これに対して、第二の場合は、前訴での原告の請求不併合に対する被告の異議申立ての規定が適用されるので、被告が前訴において原告の請求不併合に対して異議を申し立てたときは、前訴で併合されなかった請求に基づく後訴の提起は遮断されることになる。そして、第三の場合は、2.203(A) 項 (2) 号後段の規定により、異議の規定の適用は排除されるので、数個の法的視点（または事実）により分割された請求に基づく後訴の提起は、常に遮断される

（51）*See* Bergeron v Busch, 228 Mich App 618, 621- 622(1998).

ことになる。

これに対して、1997年改正規則2.203(A) 項は、原告の請求不併合に対する被告の異議申立ての規定を全面的に削除したため、上記第二の場合と第三のいずれの場合も、当該請求に基づく後訴の提起は常に遮断されることになり、両者の区別は重要な意味を有しないものと考えられる。したがって、主として1997年改正規則2.203(A) 項の下で重要な意味を有するのは、第一と第二の場合、すなわち原告が被告に対して有する数個の請求が同一の取引または事件から生じたものかどうか、という点にあると思われる。そして、本件では、裁判所は、数個の請求が同一の取引または事件から生じたかどうかを判断する基準として、同一の事実または証拠が二つの訴訟を根拠づける場合であることを指摘した。その上で、消費者保護法に基づく訴訟における事実及び証拠は、医療過誤訴訟を根拠づけるために必要とされたものとはまったく異なっており、また同一の期間を含むものではなかったことを根拠として、両請求は異なる取引または事件から生じたものであり、したがって、原告は前訴において両請求を併合することを要求されなかった、と判示した。

（２）Liberty Bidco v. Production Stamping, Inc. 事件[52]

1998年12月27日頃、Enamelcote は PSI を被告として、Macomb 巡回裁判所に訴えを提起した。権利として変更された最初の訴状が、1999年２月17日に提出され、これによれば、PSI は、Enamelcote に対して、1998年10月２日の合意により必要とされる３か所の施設からの塗装業務を全く提供しなかった、というものであった。変更された最初の訴状は、契約違反、不当利得及び約束的禁反言を主張していた。1999年４月13日、変更された最初の訴状が Macomb 巡回裁判所に提起されてからおよそ２か月後に、Enamelcote は、1998年10月２日の合意に基づく PSI に対する売掛債権を、Liberty Bidco に譲渡した。その後、1999年12月17日、Liberty Bidco は、「Enamelcote の譲受人」として、Wayne 巡回裁判所に宣誓の付された訴えを提起し、PSI は、提供されたサービスに対して支払いをなさなったことにより1998年10月２日の契約に違反し

（52）*See* WL 1482686(Mich.App.)(2002).

た、と主張した。Wayne 巡回裁判所の訴状は、Macomb 巡回裁判所における変更された最初の訴状と同様に、契約違反、確定勘定、不当利得、及び約束的禁反言の主張を含んでいた。PSI は、Enamelcote から Liberty Bidco への売掛債権の譲渡は、Enamelcote が Macomb 巡回裁判所に訴えを提起した後になされたので、Liberty Bidco は、不適切に、PSI に対する Enamelcote の訴訟原因を分割した、と主張した。Wayne 巡回裁判所は、PSI の申立てを認容し、Enamelcote はその訴訟原因を分割することはできなかった、なぜなら、Enamelcote は「債権を譲渡し、それによって自らができないことを他人ができるようにして、同一の結果を導くことはできないからである」、と理由づけた。単一の訴訟原因のみが存在するので、その訴訟原因から生じたすべての損害賠償は、売掛債権だけでなく、将来の損害、すなわち本件被告に対する将来の事業に関する損害をも含むのである」。Liberty Bidco は、この却下の裁判に対して控訴を提起。控訴裁判所は控訴を棄却し、次のように判示した。

> 「・・・正式事実審理に基づかいない裁判を求める PSI の申立ては、MCR2.116(C)(6) に基づき提起されたのであり、おそらくこの規則に基づいて認容されたものと考える・・・。本件において、被告は、MCR2.116(C)(6) に基づき正式事実審理に基づきない裁判を申し立てており、この規則は、『同一当事者間において同一の請求を含む別訴が提起されたときは』、その訴えは却下されるものとする、と定める[53]・・・。この規則に基づき正式事実審理に基づかない裁判を言い渡すことができるかどうかを判断するために・・・、双方の訴訟が、同一の当事者を含んでおり、かつ『同一のまたは事実的に同一の訴訟原因』に基づくものであるかどうかを判断しなければならない[54]・・・。当裁判所は、先に、MCR2.116(C)(6) とは、コモン・ロー上の先行訴訟に基づく訴え却下の抗弁（訴訟係属の抗弁）の原則を法典化したものであることを指摘した[55]・・・。この規則の立法趣旨とは、係属中の訴訟と同一の原告が同一の問題を含む新たな訴訟を提起することに

（53）Sovran Bank v.Parsons,159Mich.App408,412;407N.W.2d 13(1987).

（54）Ross v.Onyx Oil & Gas Corp,128 Mich.App660,666;341NW2d783(1983).

（55）Fast Air,Inc v.Knight,235Mich.App541,545;599NW2d489(1999).

より生じる応訴の煩から、当事者を保護することにある[56]・・・。この規則を適用するためには、先行訴訟が、正式事実審理に基づかいない裁判の申立てに関する裁判の時点において、依然として係属中であることが必要である・・・。さらに、この規則の下では、すべての当事者及びすべての争点が同一であるまでの必要はない・・・。むしろ、『双方の訴訟が、同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものでありさえすればよい』、のである・・・。原審は、ミシガン州法の下では、原告は、訴訟原因の全体を単一の訴訟において提起しなければならないと判断し、また PSI も、控訴審において１審と同様の主張を行っている。この法律上の陳述は、もちろん正当なものである。MCR2.203(A)・・・。『訴訟原因分割禁止の原則の重要な根拠とは、被告が多数の訴訟により応訴の煩を被るべきでない、というものである』[57]・・・。それゆえ、MCR2.116(C)(6) と MCR2.203(A) に基づく却下の双方の立法趣旨は同一である。すなわち、被告が、同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づく多数の訴訟により応訴の煩を被らないようにすること、である。・・・当裁判所は、正式事実審理に基づかいない裁判の申立ては、MCR2.116(C)(6) に基づいて適切に認容されたと判断する。第１に、Wayne 巡回裁判所の訴訟は、Macomb 巡回裁判所における訴訟と同一の当事者を含んだ。PSI は、双方の訴訟において被告とされた。1998年10月２日の契約に基づく支払いを受ける Enamelcote の契約上の権利の譲受人として、Bidco は、Enamelcote と同一の立場に立った[58]・・・。それゆえ、Liberty Bidco と Enamelcote とは、実質的に同一の当事者であった。なぜなら、Liberty Bidco は、先に Enamelcote が有していたのと同一の契約上の権利を行使していたからである。第２に、正式事実審理に基づかいない裁判の申立てについて審理が行われた時点において、Macomb 巡回裁判所に、本件において争点となっているのと同一の契約の違反を理由として、PSI に対する変更された最初の訴えが係属していたことは争いがな

（56）*Id*.at 546.

（57）Chatham-Trenary Land Co v.Swigart,245Mich.430,435;222NW749(1929).

（58）Professional Rehabilitation Associates v.State Farm Mut Auto Ins Co,228 Mich.App167,177;577NW2d909(1998).

い・・・。また、双方の訴えはまさに同一の訴訟原因、すなわち契約違反、不当利得、及び約束的禁反言を含んでいた。・・・それゆえ、MCR2.116(C)(6) によれば、却下は適切であった・・・。」

本件では、まず第一に、裁判所は、MCR2.203(A) 項の定める必要的請求併合のルールと、MCR2.116(C)(6) の定める重複訴訟禁止のルールとは、ともに被告が多数の訴訟による応訴の煩を被らないようにするという同一の制度趣旨に基づくものであることを指摘した上で、本事例では、後者の重複訴訟禁止の原則を適用している。これは、おそらく主として前者が前訴と後訴との関係を処理するルールであるのに対し、後者は先行訴訟と後発訴訟との関係を処理するルールであるとの理解を前提としているものと思われる。しかし、必要的請求併合のルールは、原告が同一の事件から生じた数個の請求を同一の訴訟に併合することを要求するルールであるから、前訴と後訴との関係にある請求だけではなく、先行訴訟と後発訴訟との関係にある請求をも処理するルールとして理解することも可能であるように思われる。第二に、一般に、重複訴訟禁止の原則を適用するための判断基準としては、当事者の同一性と事件（訴訟物）の同一性が必要とされるところ、裁判所は、この原則の適用のためには、すべての当事者及びすべての争点が同一であるまでの必要はなく、むしろ両訴訟が、同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものでありさえすればよい、との判断を示した。これは、被告を同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づく多数の訴訟による応訴の煩から被告を保護するという重複訴訟禁止の原則の制度趣旨から、その判断基準を緩やかに解したしたものと思われる。その上で、本件では、先行訴訟の原告は同一売掛債権の譲渡人、後発訴訟の原告は同一債権の譲受人であり、両者は同一の契約上の権利を行使していたことから両者は実質的に同一の当事者であると判断した。また、両訴訟とも同一の訴訟原因、すなわち契約違反、不当利得、及び約束的禁反言を含んでいた、と判断して、後発訴訟は重複訴訟禁止の原則に触れ却下されるものと判断した。第三に、本件の事例と関連して、原告が訴えの提起前に当該請求の全体を譲渡していた場合は、その後の原告の訴えは、MCR2.116(C) に基づき裁判所により却下される。原告が訴えを提起した後に当該請求の全体を譲渡した場合は、裁判所は、MCR2.202(B) に基づき最初の原告によりまたは最初の被告に対して訴訟を続行させることができる。ただし、裁判所は、宣誓供述書の付された申立てに基づ

き、譲受人にその訴訟を承継 (substitution) させもしくは最初の当事者との併合を命じ、または最初の当事者が他人の資格において当事者となるよう命じることができるものとされている。これに対して、原告が彼の請求権の一部を第三者に譲渡した場合または彼の請求権の一部が第三者により代位された場合は、譲渡人および譲受人（被代位者及び代位者）の双方がともに実体的な請求を有しているので、MCR2.202(B) の問題ではなく、多数の訴訟による応訴の煩から被告を保護するために、譲渡人および譲受人（被代位者及び代位者）が当事者として併合されるべきであるかどうか、すなわち MCR2.205の規定する必要的当事者併合のルールの問題となると考えられる[59]。

（３）Castle Ventures, Inc. v. Michigan Ass ‘n of Police-911事件[60]

本件は、当事者間における二つの契約から生じたのであるが、その契約によれば、原告は、被告に対して、pledge solicitation の形式による電話セールス・サービスを提供するというものであった。両当事者により締結された別個の契約は、それぞれ MAP Solicitaiton Protective Vest Program Agreement（防弾チョッキ計画に関する契約）と、MAP Solicitaiton Program Agreement（勧誘契約）とよばれた。1998年、原告は、最初の訴訟を提起し、被告は違法に原告とのそれらの契約を終結させた、と主張した。しかしながら、原告は、訴状に勧誘契約 (solicitation contract) の謄本を添付しなかった。その後、仲裁手続の審理において、原告が両契約の提出を求めたところ、被告は、原告が訴状に勧誘契約 (solicitation contract) の謄本を添付しなかったことを根拠に、これに対して異議を申し立てた。被告は、勧誘契約はその訴訟と関連性を有せずまた一部でもない、と主張した。仲裁人はこれに同意し、勧誘契約は1998年の訴訟の一部ではなかった、と結論付けた。さらに、仲裁人は、原告がその訴えを変更して、勧誘契約をそれに追加することを認めなかった。第１審裁判所は、その後、原告が勧誘契約を追加するための訴え変更の申立てを否定した。2001年

(59) *See* 5 J.Soave, Michigan Practice – Civil Procedure Manual With Forms § 10.14 (2d.ed.1985); 2 J.Martin, R.Dean & R.Webster, Michigan Court Rules Practice § 2.202,18-24 (3d.ed.1985)

(60) *See* WL 21279559 (Mich. App.) (2002).

3月、原告は、本件訴訟を提起し、被告は、違法に勧誘契約を終結させた、と主張した。この訴えでは、原告は、訴状に勧誘契約の謄本を添付した。しかしながら、第１審裁判所は、MCR2.116(C)(6) に基づき被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、勧誘契約の違反に関する本件請求は、1998年の訴訟において提起されるべきであった、なぜなら、両訴訟に包含される当事者と争点は同一であったからである、と結論付けた。原告が控訴。控訴裁判所は、原判決を取り消し差し戻す判決を言い渡し、次のように判示した。

「原告は、第１審裁判所が、MCR2.116(C)(6) に基づき被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したのは誤りである、なぜなら、本件における請求は、1998年の訴訟における請求とは同一ではないからである、と主張する・・・。第１審裁判所は、『同一の当事者間において同一の請求を含む別訴が提起された』場合、MCR2.116(C)(6) に基づきその訴えを却下することができる。『MCR2.116(C)(6) は、以前の先行訴訟による訴え却下抗弁を法典化したもの である』[(61)]・・・。この規則の趣旨とは、『係属中の訴訟におけると同一の問題と請求とを含む事項を当事者が繰り返し争うことをやめさせるということである。言い換えれば、その趣旨とは、係属中の訴訟におけると同一の問題を含む訴訟による応訴の煩を防止する、ということである』[(62)]・・・。それゆえ、MCR2.203(A) と MCR2.116(C)(6) の趣旨は同一である。すなわち、同一の請求に基づく多数の訴訟による応訴の煩から被告を保護するということである。『MCR2.116(C)(6) は、すべての当事者とすべての争点とが同一であることを要求するものではない』[(63)]・・・。むしろ、両訴訟は、同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものでなければならない・・・。原告は、本件訴訟が1998年の訴訟と同一の当事者を含んでいる点を争っていない。しかしながら、原告は、本件訴訟は1998年の訴訟の一部ではなかった契約違反を含んでいるので、両訴訟の請求は同一ではない、と主張する。当裁判所は、この主張に

（61）Fast Air,Inc,*supra* note (55), at 545.

（62）*Id*.at 546.

（63）JD Candler Roofing Co,Inc v.Dickson,149Mich.App593,598;386NW2d 605(1986).

同意する。被告は、仲裁審理において、勧誘契約は1998年の訴訟と別個であり関連しない、と主張した。仲裁人と第１審裁判所は、被告の主張を支持し、原告が勧誘契約に基づく請求を提起することを認めなかった。原告がその訴えを変更して勧誘契約に基づく請求を併合しようとしたとき、仲裁人と第１審裁判所の双方が、原告がその訴えを変更して勧誘契約を含めることを認めなかった。原告が本件訴訟を提起したとき、被告は、勧誘契約の違反を主張する原告の新たな請求は却下されなければならない、なぜならその請求は1998年の訴訟に併合されるべきであったからである、と主張した。被告は、矛盾するような主張をしてはならないのである。すなわち、被告は、第1審裁判所及び仲裁人に対して、勧誘契約は1998年の訴訟とは別個のものであり、原告は被告がこの契約に違反したと主張することを許されるべきではないと主張し、その主張が認められた後になって、被告がこの契約に違反したとの原告の主張は1998年の訴訟と同一の請求を含んでおり、したがって却下されるべきであると主張することはできないのである。さらに、当裁判所は、1998年の訴訟と本件訴訟とは、類似してはいるが、全く異なるかつ別個の契約を含んでいる、と判断する・・・。」

本件では、原告は、被告との取引から生じた二つの契約の違反に基づく二個の請求を併合して提起しようとしたところ、被告がそのうちの勧誘契約に基づく請求はもう一つの請求と関連性を有せずまた一部でもないと主張し、仲裁人及び第１審裁判所もこれに同意し、原告が勧誘契約に基づく請求を追加するための訴えの変更を否定した。そこで、原告は、先行訴訟の係属中に、勧誘契約に基づく別訴を提起したところ、今度は、同一の被告が、原告は本件別訴請求を係属中の訴訟において併合提起すべきであったのであり、したがって、本件別訴提起は重複訴訟禁止の原則に触れ却下されるべきである、と主張した事例である。この場合、原告の別訴提起が重複訴訟禁止の原則に触れないとの結論を導く考え方として、次の二つの考え方が可能であると考えられる。まず第一に、原告の提起した両訴訟の請求は全く異なる別個の請求であり、したがって、必要的請求併合のルールの適用はなく、重複訴訟禁止の原則にも反しない、という考え方である。第二に、原告の提起した両訴訟の請求は同一の取引または事件から生じ、したがって、必要的請求併合のルールの適用を受ける事例であることを前提とした上で、原告が先行訴訟において両請求を併合提起し

ようとしたところ、被告の主張や仲裁人及び第1審裁判所の判断により請求の追加的変更を認められなかった。したがって、原告が先行訴訟において両請求を併合提起しなかった点に帰責性は存在しないと解される。また、被告は、原告の両請求は関連性がないと主張してその併合を認めるべきでないとの主張が認められた後、後発訴訟において今度は原告の両請求が関連性を有しており先行訴訟において併合提起されるべきであるとの、先行訴訟における主張とは明らかに矛盾する主張を行って後発訴訟の不適法却下という新たな利益を求めようとしており、このような被告の主張は、明らかに信義則に反して許されないと解され、したがって、被告を保護する必要性は存在しないと解される(64)。

（４）Trinity Health-Michigan v. Schultz 事件(65)

被告は、副社長及び原告の情報システム部の部長として、原告に雇用されていた。被告の雇用契約によれば、彼はいつの時点においても理由なしに解雇されうるものと定められていた。さらに、原告の方針によれば、解雇された管理職は、もし彼が合理的に割り当てられた職務を十分に履行することができず、または彼が重過失ある行為、詐欺もしくは不誠実な行為を行い、または原告の重要な方針に違反したときは、解雇手当を受け取ることができないとされた。原告は、被告との雇用契約を終結させ、かつ彼の解雇にはまさに上記の理由があると主張して、彼に対して解雇手当の支払いを拒否した。その後、被告は、原告に対して契約違反に基づく訴訟を提起し、その訴訟において解雇手当の支払いを請求した。原告は、積極的抗弁として、被告が、とりわけ、原告のために契約上の業務を履行するコンサルティング・グループである Epsilon Group との不適切な活動に従事することによって、原告の方針に反するような利害の

(64) これに対して、Marky 裁判官は、原告の提起した両訴訟は同一のまたは実質的に同一の訴訟原因を含んでいるとしつつ、1985年の旧裁判所規則2.203(A) が適用されることを前提として、本件後発訴訟は、同規則 MCR(A)(2) 後段の「コラテラル・エストッペルまたは単一の請求を異なるセオリーに基づき再度争う」場合に該当し、被告の異議申立てがなされない場合でも、原告の訴えは却下されるべきであるとの反対意見を述べる。

(65) *See* WL 21995184(Mich.App.)(2002).

衝突を生じさせる詐欺的または不誠実な活動に従事したので、解雇手立ての支払いを受ける権利はない、と主張した。被告の契約違反に基づく訴訟は、陪審裁判に付された。特別評決の方式により、陪審は、被告は、まさに解雇の原因となった違反行為に従事することにより雇用契約に違反したので、解雇手当を受ける権利を有しない、と判断し、第１審裁判所は、訴訟原因が存在しないとの判決を登録した。被告の契約違反に基づく訴訟が係属中に、原告は、被告に対して本件訴訟を提起し、被告の詐欺、横領及び義務の違反を主張した。本件での原告の主張を根拠づける事実は、先の訴訟での積極的抗弁と同一であった。第１審裁判所が、前訴において何らの訴訟原因がないとの原告勝訴の判決を登録した後、被告は、MCR2.116(C)(7) に基づく正式事実審理に基づかない裁判を求める申立てを行い、本件訴訟は、既判事項の原則及び（または）コラテラル・エストッペルにより遮断される、と主張した。第１審裁判所は、被告の申立てを認容し、既判事項の原則が原告の請求を遮断し、また MCR2.203が、原告に対して詐欺、横領および義務違反に基づく請求を、前訴において反訴として提起することを要求した、と結論付けた。これに対して、原告が控訴したところ、控訴裁判所は控訴を棄却して次のように判示した。

「原告は、最初に、既判事項の原則は被告に対する後訴を遮断しなかった、と主張する。当裁判所は、この主張を採用しない・・・。『・・・ミシガン州の裁判所は、既判事項の原則を広く適用してきた。裁判所は、すでに争われた請求だけではなく、同一の取引（事件）から生じ、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求を遮断するのである』[(66)]・・・。当事者の地位が、後訴において入れ替わっているという事実は、必然的に既判事項の原則の適用を妨げるものではない[(67)]・・・。それゆえ、原告が前訴において防御的な地位にあったという事実にも拘わらず、もしすべての要件が充足されるならば、既判事項の原則は、被告に対する本件訴訟を遮断することができる。当裁判所は、既判事項のすべての要件が証明されたので、既判事項の原則が適用されるとした

（66）Selwell v.Clean Cut Mgmt.,Inc,463Mich.569,575;621NW2d222(2001).

（67）E.g.Sprague v.Buhagiar,213Mich.App310,312-313;539NW2d587(1995).

第１審裁判所の裁判は、正当であると結論付ける・・・。第３の要件である、第２の訴訟で争われる事項が最初の訴訟で解決され、または解決することのできた事項であるという要件もまた、証明された。『既判事項の原則は、前訴におけると同一の取引または事件を根拠とする請求に基づく再訴を遮断する』[68]・・・。『２個の請求が、既判事項の原則との関係において同一あるかどうかを判断するための基準とは、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であるかどうか、である』[69]・・・。『もし同一の事実または証拠が両訴訟を根拠づけるならば、両訴訟は既判事項の原則との関係で同一である』[70]・・・。対照的に、もし異なる事実または証拠が必要とされるならば、既判事項の原則は適用されない[71]・・・。『事実の集合体が既判事項の原則との関係における『取引（事件）』を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有しているか、すなわちそれらが適切な審理の単位を形成するかどうかを考慮することによって、実用的に判断されなければならない・・・』[72]。当裁判所は、原告の義務違反、詐欺及び横領に基づく請求は前訴で解決されるべきであったと考える[73]・・・。前訴での原告の抗弁及び本件での原告の請求は同一の主要事実、すなわち、特に Epsilon Group との関係での被告の違法行為から生じている。原告が前訴での抗弁において一定の事実をその前提とした場合、原告が本件後訴において、それと同一の事実に基づき積極的な救済を求めようとすることは遮断される[74]・・・。ひとたび原告がこれらの争点を前訴において抗弁として提出するならば、それらの争点は、その訴訟において完全かつ終局的に判断されることを求められたのである・・・。当裁

（68）Ditmore v.Michalik,244Mich.App569,574,577;625NW2d462(2001).

（69）Huggett v.DNR,232Mich.App188,197-198;590NW2d747(1998).

（70）In re Koernke Estate ,169Mich.App397,399;425NW2d795(1988).

（71）VanDeventer v.Michigan　Nat'l Bank,172Mich.App456,464;432NW2d338(1988).

（72）Adair v.State of Michigan,250Mich.App691,704-705;651NW2d393(2002).

（73）Selwell,*supra* note (66),at575.

（74）Ternes Steel Co v.Ladney,364Mich.614,at 619;111NW2d 859(1961); In re Koernke,*supra* note(70),at 399.

判所におけるこのような結論は、ミシガン州最高裁が採用した既判事項の原則の広範囲な適用と一致するだけでなく、終局性と訴訟経済の政策にも一致している、なぜなら、両事件は同一の事実上の問題を含んでいたからである・・・[75]。したがって、当裁判所は、既判事項の原則により、原告はその請求を再度争うことを遮断される、と解する・・・」。

本件では、被告（前訴原告）の提起した前訴において原告（前訴被告）が反訴を提起しなかった場合に、原告（前訴被告）が反訴として提起されなかった請求を別訴として提起することができるかが問題となった。この点について、ミシガン州では、一般に、原告が提起した訴訟において被告が反訴を提起するかどうかは被告の意思に委ねられるものとされており（任意的反訴のルール）、必要的反訴のルールは採用されていない[76]。したがって、原告の提起した訴訟において被告が反訴を提起しなかった場合でも、被告は反訴として提起しなった請求に基づく後訴を提起することができるものと解される。しかし、被告が一旦その訴訟において反訴を提起したときは、MCR2.203(A) 項の必要的請求併合のルールに基づき、被告はその反訴請求と同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求を併合して提起しなければならないものとされる[77]。

（75）Gose v.Monroe AutoEquipment,409Mich.147,160-163;294NW2d165(1980);PiersonSand & Gravel,Inc v.Keeler Brass Co,460Mich.372,at 377-380;596NW2d153(1999);

Jones v.State Farm Mutual Auto Ins Co,202Mich.App393,401;509nW2d829(1993).

さらに判例は、その脚注において、「さらに、原告は、自発的にその答弁書を変更して反訴請求を追加せずに、独立の訴えを提起することを選択した。もし原告が適切な注意を払っていれば、原告は、詐欺、横領および義務違反に基づく請求を、前訴において反訴として提起することができたであろう・・・」と指摘した。

（76）*See* MCR2.203(B).(B) 項は、請求および反訴の任意的併合 (Permissive joinder) を定める。すなわち、訴答者は、コモンロー上の請求であるとエクイティ上の請求であるとにかかわらず、彼が相手方に対して有する数個の請求を独立したまたは選択的な請求として併合することができる、と定める。

（77）この点について、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (3)」国士舘法学24号 (1992)36頁以下を参照。

もっとも、前訴において反訴として提起しなった請求に基づく後訴の提起を認めることが、実質的に前訴判決の既判力を覆滅させてしまうものと判断されるときは、既判事項の原則により当該後訴の請求は遮断されると解されてきた[78]。これに対して、本件では、前訴で勝訴した被告（本訴原告）が、前訴で反訴として提起することのできた請求に基づいて後訴を提起した事例であり、後訴の提起は前訴判決の内容とは矛盾抵触する関係にはなく、むしろこれを前提として提起したものと考えられる。このような場合に裁判所がなお既判事項の原則に基づいて被告の後訴が遮断されると判示したことは、裁判所が既判事項の原則のもう一つの重要な要請である訴訟経済（効率性）の要請を重視したものと考えられ、その意味で被告の反訴について訴訟経済（効率性）の要請をその重要な根拠の一つとする必要的請求併合のルールや必要的反訴のルールを適用したのと実質的に同一の結果をもたらしている点が注目される[79]。

（５）Lofgren Harborside, Inc. v. Paull 事件[80]

原告と被告は、隣接する区画の土地の所有者である。各当事者の財産に関する土地表示によれば、土地の一部分が重複しており、各当事者が、係争地の所有権を主張した。2000年に、原告は、被告に対して訴えを提起し、原告が係争地を所有していること、及び被告の土地に関する表示が、原告の権原の価値を減少させる、と主張した。原告は、敵対的占有による時効取得に基づく係争地の所有権を主張しなかった。両当事者の土地の境界線の位置について、書証が提出され、また証人による証言がなされた。裁判所は、被告勝訴の判決を言い渡し、被告が係争地の法律上の所有者であると判示した（その裁判に対する控訴は、当裁判所に係属中である〔事件番号240691〕）。2002年５月、原告は訴えを提起し、敵対的占有による時効取得に基づく係争地の所有権を主張した。被

(78) この点について、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (2)」国士舘法学22号 (1990)131－132頁を参照。

(79) アメリカの民事訴訟における必要的反訴については、上野泰男「反訴の強制による訴訟の単一化―アメリカ法における必要的反訴について―」大阪市大法学雑誌19巻2号 (1972)107頁以下を参照。

(80) *See* WL 385406(Mich.App.) (2004).

告は、MCR2.116(C)(7) に基づく正式事実審理に基づかない裁判を申し立てた。被告は、MCR2.203(A) に基づく必要的請求併合のルールにより、原告は、最初の訴訟において、敵対的占有による時効取得に基づく係争地の所有権という法的視点（理論）を併合して提起することを要求された、と主張した。さらに、被告は、原告の訴訟は既判事項の原則により遮断されると主張した。第１審裁判所は、正式事実審理に基づかない裁判を求める被告の申立てを認容した。裁判所は、必要的請求併合のルールにより、原告は、最初の訴訟において敵対的占有による時効取得に基づく係争地の所有権に基づく請求を主張することを要求された、と結論づけた。さらに、裁判所は、敵対的占有による時効取得に基づく係争地の所有権に基づく請求は、既判事項の原則により遮断される、なぜならその請求は最初の訴訟において提起することができたからである、と考えた。原告は、もし係争物が適切に土地表示に含まれなかったとすれば、原告は敵対的占有による時効取得に基づいてその土地を所有したという趣旨の、選択的な請求を述べることができたであろうからである、と。原告が控訴。控訴裁判所は、控訴を棄却して次のように判示した。

「既判事項の原則は、その訴訟において重要とされる事実または証拠が前訴の事実または証拠と同一である場合に、同一当事者間での後訴を遮断する[(81)]・・・。第１審裁判所が、原告の請求は既判事項の原則により遮断される、と判示したことは正当であった。前訴は同一の当事者を含み、本案につき裁判され、そして被告勝訴の判決の登録がなされた・・・。前訴での事実審裁判所における争点は、いずれの当事者が係争物の所有者であるかというものであった。原告は、不動産譲渡証書による所有権を主張した。しかしながら、原告は、敵対的占有という選択的な理論（法的視点）により係争物の所有権を主張することができた。譲渡証書による財産の所有権は、有効な敵対的占有という主張により無効とされうる[(82)]・・・。敵対的占有に基づく原告の請求の解決は、前訴での第１審裁判所における重要な争点、すなわちいずれの当事者が係争物の真の所有者であったか、と

（81）Dart v.Dart,460Mich.573,586;597NW2d82(1999).

（82）*See* West Michigan Dock & Market Corp v.Lakeland Investments,210Mich. App505,511;534NW2d212(1995).

いう点の解決の核心をなすものであった。同一の事実及び証拠が、両請求を根拠づけることができたであろう[83]・・・。第1審裁判所が、原告の請求が既判事項の原則により遮断されると判示したのは、正当であった・・・。さらに、訴答者は、訴答送達の時点において、訴答者が相手方当事者に対する請求が訴訟の主題である取引または事件から生じるときは、それらすべての請求を併合しなければならない。MCR2.203(A)。当事者は、同一の事実関係に基づく選択的または予備的請求を申し立てることができる。MCR2.111(A)(2)。必要的併合のルールに基づき、原告が前訴において係争物に対する敵対的占有に基づく請求を提起することを要求されるとした、第１審裁判所の裁判は正当であった。敵対的占有による係争物に対する所有権に基づく原告の請求が、譲渡証書による係争物に基づく請求と両立しないという事実は、重要ではない。一連の同一の事実に基づく両立しない請求は、同一の訴答において申し立てることができる。MCR2.111(A)(2)・・・」。

本件では、原告はまず最初に、本件不動産について、不動産の譲渡証書に基づく所有権を主張して最初の訴えを提起し、その敗訴判決に対する控訴審の係属中に、敵対的占有に基づく所有権を主張して第二の訴えを提起した事例である。控訴裁判所は、この問題を最初に既判事項の原則の観点から検討し、既判事項の原則の第三の要件、すなわち第二の訴訟で争われた事項が、第一の訴訟で解決されまたは解決することができた場合に該当する事例であるかどうかを考察した。そして、この要件は、両訴において重要とされる事実または証拠が同一である場合を意味し、そのような場合に第二の訴訟の提起は、既判事項の原則により遮断されることを指摘した。その上で、本件では、同一の事実及び証拠が両請求を根拠づけることができ、したがって、原告は最初の訴訟において敵対的占有に基づく所有権を主張することができたのであるから、原告の第二の訴訟は既判事項の原則により遮断される、と判示した。また、この既判事項の原則が適用される前提として、原告は、MCR2.203(A) の必要的併合のルー

（83）Huggett,*supra* note55,232Mich.App188,197-198;590NW2d747(1998),*aff'd*464 Mich.711;629NW2d915(2001).

ルに基づき、最初の訴訟において係争物に対する敵対的占有に基づく請求を併合提起することを要求される、と判示したと解される。

〔次号に続く〕